

## 特定非営利活動促進法の特例 ～NPO法人の設立手続きの迅速化～

(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 令和2年法律第72号)

### 特例措置前

○NPO法人の設立認証手続きにおいては、認証申請書類を1か月間(※)、公衆の縦覧に供しなければならない。

(規制の根拠)特定非営利活動促進法 第10条第2項

※本特例制定時、縦覧期間は2か月だったが、平成29年4月1日施行の法改正により、2か月から1か月に短縮。

### ニーズ

○近年、人口減少や少子高齢化などにより地域課題が複雑化し、多様な主体(市民、団体、町内会、企業、行政、教育機関等)が力を合わせないと解決できない問題が増えている。

○様々な社会的課題の解決に取り組み、まちづくりの重要な担い手にもなる、NPO法人の増加を促す必要性がある。

### 特例措置

○特区におけるNPO法人の認証申請(設立、定款変更、合併)における申請書類の縦覧期間を、1か月から2週間に短縮。

○所轄庁はNPO法人の認証申請(設立、定款変更、合併)があった際の公告にあたり、インターネットの利用又は公報により掲載することが可能に。

### 効果

○地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人の設立が促進される。